

ふるさと納税の返礼品である 牛肉にも**個体識別番号の表示が 必要です**



ふるさと納税の返礼品として

牛肉を送付する販売業者は

牛トレサ法※に基づく遵守事項を守る必要があります

※牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

牛トレサ法に基づく販売業者の遵守事項

① 個体識別番号の表示・伝達

販売業者は、販売する特定牛肉、容器、包装、送り状、又はその店舗の見やすい場所に、個体識別番号を表示し、伝達しなければなりません。

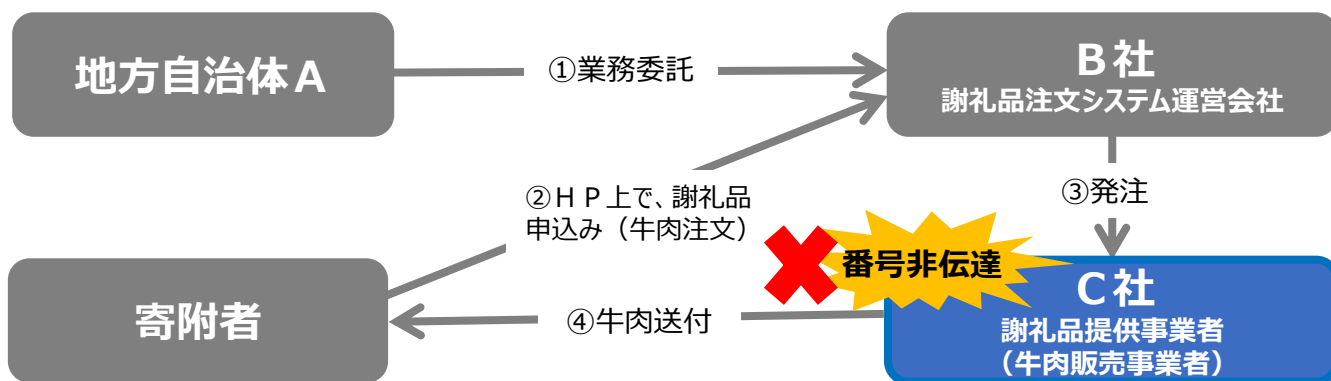
② 仕入れ・販売の記録・保存

販売業者は、特定牛肉の販売に係る仕入れと販売の記録を保存しなければなりません。

- ふるさと納税の寄附者に対して、返礼品として送付された牛肉に、牛の個体識別番号が正しく表示されていない例があることが確認されています（番号の非表示・異なる番号の表示）
- ふるさと納税の返礼品送付の仕組みは自治体により異なりますが、返礼品として牛肉を送付する際には、個体識別番号の表示が必要です
- 返礼品として送付した牛肉についての仕入れと販売の記録の保存が必要です

事例①

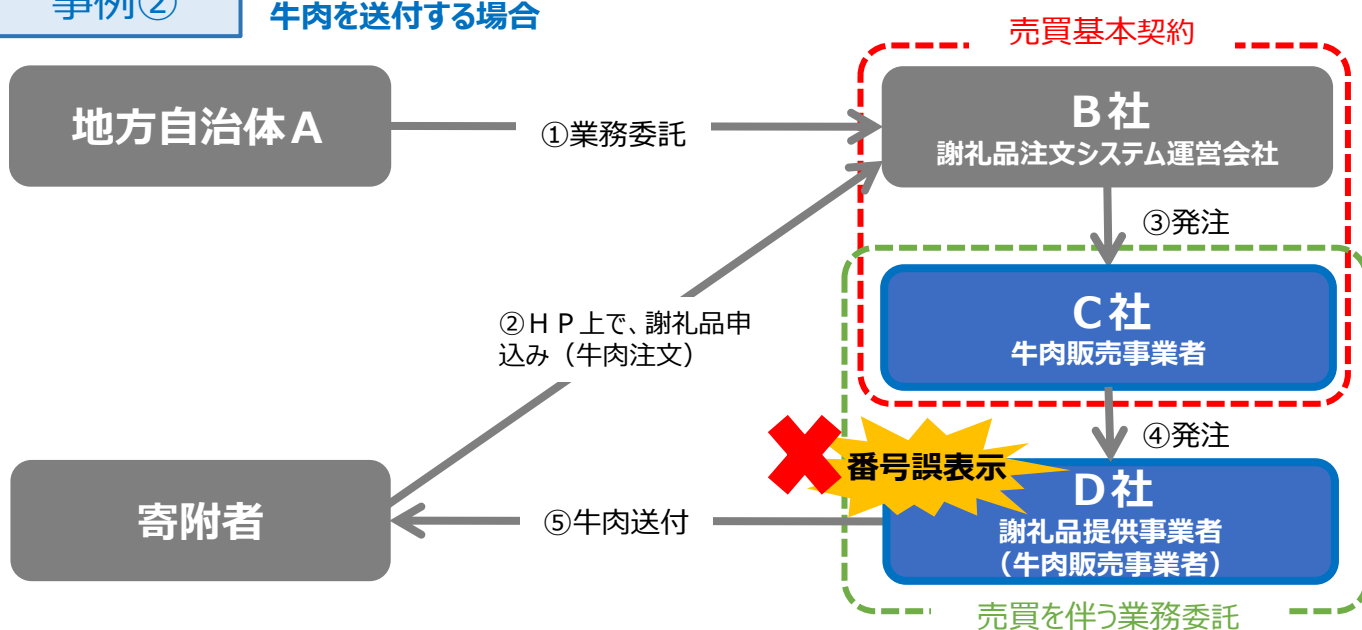
謝礼品注文システム運営会社と契約したC社が寄附者に牛肉を送付する場合



C社は販売業者にあたるため、寄附者又はB社に対し、**牛の個体識別番号を表示する必要、仕入れと販売の記録を保存する必要があります**

事例②

謝礼品注文システム運営会社と契約したC社がD社に委託し、D社が寄附者に牛肉を送付する場合



C社・D社はいずれも販売業者にあたるため、寄附者又はB社に対し、**牛の個体識別番号を表示する必要、仕入れと販売の記録を保存する必要があります**

【本件に関するお問い合わせ先】 個別の事案については各自治体や事業者の最寄りの農政局へ問合せ願います

担当部署	電話番号	担当地域（都道府県）
消費・安全局消費者行政・食育課	03 (3502) 7804	全国
北海道農政事務所消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	011 (330) 8811	北海道
東北農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	022 (221) 6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	048 (740) 0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	076 (232) 4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	052 (223) 4611	愛知、岐阜、三重
近畿農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	075 (414) 9026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	086 (224) 9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部 米穀流通・食品表示監視課	096 (211) 9156	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	098 (866) 1672	沖縄